

法務省 (Ministry of Justice)

任務及び所掌事務

法務省の任務については、法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三条において、以下のよう

に規定されています。

基本法制の維持及び整備

法秩序の維持

国民の権利擁護

国の利害に係る争訟の統

一的かつ適正な処理

出入国の公正な管理

の任務に対応する事務としては、民事法制・刑事法制及び司法制度に関する企画及び立案、内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編纂、法務に関する調査及び研究並びに司法試験に関する事務が挙げられます。

の任務に対応する事務としては、検察、犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国

際間の共助、犯罪の予防、刑及び勾留の執行、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する保護の措置、恩赦、更生保護事業の助長及び監督、仮出獄等、保護観察、破壊活動防止法等の規定による団体の規制に関する事務が挙げられます。

の任務に対応する事務としては、外国法事務弁護士、債権管理回収業の監督、人権侵犯事件に係る調査及び被害の救済及び予防、人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長、人権相談、法律扶助に関する事務などが挙げられます。

及び の任務のいずれにも対応する事務としては、国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関する事務が挙げられます。

の任務に対応する事務としては、国の利害に係る争訟に

関する事務が挙げられます。

の任務に対応する事務としては、日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理、本邦における外国人の在留、難民の認定、外国人の登録に関する事務が挙げられます。

今後の課題

司法は、近代国家の基本である「法の支配」を現実のものとする役割を担う国民生活にとって極めて重要な基盤となるべきものです。

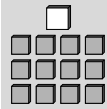
二十一世紀においては、我が国社会の急激な変化、とりわけ自己責任の原則と透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会への転換が一段と加速する中で、社会のセーフティネットを代表する司法の役割は、一層重要なものになると考えられます。

また、法務行政の基本的使命は、「法の支配」の下、法秩序の維持と国民の権利の保全を通して国民生活の安定・向上を図ることにあり、この使命を果たすことは、国民が安全にかつ安心して暮らせる平穏な社会を築くために欠かすことができないところです。

二十一世紀を迎え、大きな変革期にある我が国社会において、法務行政が国民のニーズに的確に対応するためには、改めて国民の視点に立つて必要な改革を進めていくことが求められています。

そこで、司法制度を含む法務行政を所管する当省においては、以下の認識の下に、次のような施策に重点的かつ積極的に取り組んでいくことにしています。

司法制度を国民にとってより身近で利用しやすいものにし、法



的紛争を適正迅速に解決して国民の権利の実現を図るとともに、社会情勢に応じて法秩序を維持し、国民の基本的人権を擁護する役割を十分に果たし得る司法制度を速やかに実現できる

よう、司法の機能の質的、量的な充実・強化を図る。社会経済構造の変革と事後監視・救済型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法につ

いて抜本的な見直しを行い、その用語・表記方法についても、新たな時代にふさわしく、かつ、国民に分かりやすいものにする。各種犯罪への厳正な対処やいわ

ゆるオウム新法に基づくオウム真理教対策の強化をはじめとする治安の確保及び法秩序の維持に十全を期する。

人権啓発の一層の推進や新たな人権救済制度の確立をはじめとする人権擁護行政の充実・強化を図る。

外国人労働者の円滑な受入れや不法滞在者対策をはじめとする出入国管理行政の充実・強化を図る。

少年を含めた被收容者の特性・犯罪傾向に応じた適切な処遇をはじめとする矯正行政の充実・強化を図る。

保護観察など保護行政の一層の充実・強化を図る。商業登記に基づく電子認証制度の運用などの情報通信技術（ＩＴ）社会の基盤整備を図るための施策を推進する。

国が関与する訴訟の迅速化の実現などの訟務事務の強化を図る。

民事法律扶助法の制定を受けての法律扶助制度の一層の整備を図る。

（法務省）



法務省の庁舎（合同庁舎六号館）